

農業委員会だより

新年のご挨拶

木古内町農業委員会会長

森永 康男



新年あけましておめでとう
ございます。町民の皆様にお
かれましては、つつがなく新
しい年をお迎えのこととお慶
び申し上げます。

まずは、昨年の農業情勢について、ご説明申し上げます。昨年は、比較的平穏な年でありました。しかしながら10月に発生した台風19号では、農作物で242億円、農業用施設では1953億円もの被害が発生しました。北海道では被害が無かったものの、いつ発生するか分からないのが災害ですので、住民の皆さんも日頃から備えていただければと思います。

水稲は、天候に恵まれ若干水不足が懸念されましたが、一定収量は確保できました。ただタンパク率が高く、品質面においては課題が残っています。

施設野菜については、高温障害の影響から収量については昨年を下回る結果となっています。販売単価も昨年よりは低価格となりました。

ブランド化に取り組んでいる「はこだて和牛」については、11月に開催された北海道あか牛枝肉共励会において、一般褒賞部門の最優秀賞に返り咲くといった輝かしい成果を残しております。

農業委員会の活動としては、農地法に基づく各種許認可事務に加え、例年の農地パトロールや遊休農地に対する調査などを着実に実施しています。

今年には農業委員会委員の改選があり、10名の農業委員が新たに選任されます。農業委員会法も改正され、担い手への農地利用の集積、集約化や遊休農地の発生防止と解消など、農地の最適化の推進に向けた取り組みも含めて、業務にしっかりと取り組んでいきます。

貿易自由化の流れによる日EU・EPAや日米間のTAGなど、農業を取り巻く情勢が大きく変化するなか、責務を自覚し、法令に基づいて、農業委員会の役割をしっかりと果たしていく所存ですので、今後とも、なお一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

農地を相続した際には届出が必要です

農地を相続等により取得した場合には、農業委員会に届出ることが義務づけられています。(農地法第3条の3)

■届出が必要な人

農地法の許可が不要で農地の権利を取得した人

■届出の期間

権利を取得したことを知った日から10カ月以内

■届出方法

農業委員会事務局へ届出書を1部提出
届出に必要なもの

印鑑・登記が確認できる書類(登記簿
謄本等)

※この届出は、農業委員会に農地の権利を取得した内容等を知らせるものであり権利取得の効力を発生させるものではありません。また、名義変更の登記に変わるものではありませんので法務局での登記は別途必要になります。

令和元年度農業労賃の改定

農業委員会では令和元年度の農作業臨時雇用標準賃金について左記のとおり定めました。作業員の臨時雇用や農業を委託する場合に、農業者の皆さんの目安にしておりますため、毎年設定しているもので当事者間で賃金を取り決める際の参考として利用ください。

■区分 農作業全般

■時給 861円

■休憩 昼 1時間

■休息 午前・午後各15分

■昼食 無

○単価は、北海道最低賃金に準ずる(令和元年10月3日発効)

※機械作業労賃(オペレーター付き)は据え置きとしています。

○農地の年間賃借料 (10aあたり)の情報

- ・水田9千円 (転作田8千円)
- ・畑2千円

農業委員会委員名簿

会長	森永 康男 (大平)
職務代理	岸 智美 (鶴岡)
委員	鈴木 了介 (新道)
	川瀬 雄二 (大川)
	手塚 宣彰 (瓜谷)
	多田 幸広 (中野)
	岡山 徹 (建川)
	江川スエ子 (中野)
	東出 雅史 (鶴岡)
	林 イク子 (新道)

農業委員会だより第28号

発行2020.1.1

木古内町農業委員会

(連絡先) 事務局 ☎01392-2-3131

(発行責任者) 会長 森永康男